

議案第74号

北本市公共下水道使用料条例の一部改正について

北本市公共下水道使用料条例の一部を次のように改正する。

令和5年11月24日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例

北本市公共下水道使用料条例（昭和55年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「600円」を「700円」に、「100円」を「115円」に、「105円」を「120円」に、「110円」を「125円」に、「115円」を「130円」に、「125円」を「140円」に、「135円」を「150円」に、「145円」を「160円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、令和6年6月分として徴収する使用料から適用し、同年5月までの分として徴収する使用料については、なお従前の例による。